

## 船橋市病院前救護所用医薬品等整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害時に大量発生する軽症者を受け入れる病院前救護所で使用する医薬品等の備蓄を行う災害医療協力病院に対する、船橋市病院前救護所用医薬品等整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）及び船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準（平成21年12月18日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院前救護所 発災時に市が災害医療協力病院の玄関前等に設置する救護所
- (2) 災害医療協力病院 発災時に病院前救護所の設置及び運営に協力することとして市と協定を結んだ医療機関（以下、「事業者」という。）

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者における病院前救護所用医薬品等の整備事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 病院前救護所で必要となる医薬品等を整えるために要した経費  
ただし、発災時に病院前救護所で使用するもの（別紙災害用備蓄品または同効品）に限り、量については市と協議により決定する
- (2) その他市長が必要と認める経費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の合計額に10分の10を乗じて得た額とし、これらの額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (2) 補助金の交付限度額は予算の範囲内とする。
- (3) 補助金の額は、前2号の額を比較して、少ない方の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市が指定する申請期間中に、交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請する。

(1) 収入支出予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助対象事業の完了後、速やかに実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収入支出決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるか精査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を確定通知書により申請者へ通知するものとする。

(交付時期及び請求)

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助対象事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、事業の完了前に概算払いにて交付することができる。

- 2 申請者は、前項本文の規定により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書により市長に請求しなければならない。

(概算払の請求等)

第11条 申請者は、前条第1項ただし書きの規定により、概算払いを受けようとするときは、概算払請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により概算払請求書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を概算払いすることができる。
- 3 申請者は、補助金の額の確定後、戻入が生じた場合は、速やかに戻入の手続きを行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
  - (3) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 第7条の規定は、前2項の規定による処分をした場合について準用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、前2項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、【病院前救護所医薬品等整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書】（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。